

令和 6 年度
行政監査結果報告書

県有施設における
拾得物の取扱いについて

令和 7 年 3 月
岐阜県監査委員

令和6年度 行政監査結果報告書 目次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の着眼点	1
第4	監査の実施内容	2
第5	監査の結果	3
第6	監査結果の要旨及び意見	9

第 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定による財務監査
地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定による行政監査

【行政監査とは】

監査委員は、地方自治法第 199 条第 1 項により財務事務等を監査することとされているほか、第 2 項により必要があると認められるときは、普通地方公共団体の事務について、監査（いわゆる行政監査）をすることができることとされている。

本県では、行政監査として、複数の機関にわたる横断的な事項や重要な又はリスクの高い事務事業など、特定のテーマを設定して、定期監査と併せて、又は随時に、事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかなどの観点から監査している。

行政監査でとりあげるテーマは、財務に関する事務にも関連することがあり、行政監査の報告書は財務に関する事務にかかる事項を含むことがある。

第 2 監査の対象

1 テーマ

「県有施設における拾得物の取扱いについて」

2 テーマ選定の理由

令和 5 年度財政援助団体等監査において、指定管理者が県有施設における指定管理業務で、施設占有者として現金などの拾得物の交付を受けた場合、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）及び同法を踏まえて指定管理者自らが定めた拾得物取扱要領に基づき、警察署へ提出することになっているところ、一部の現金において、警察署に提出することなく、災害義援金として寄附するなど、不適正な取扱いが認められたため、改善を求めることとなった。

上記の事態を踏まえて、県が直接運営する施設においても施設管理の適正な実施の観点から、拾得物が遺失物法等に基づき、適正に取り扱われているか確認を行う必要があると考え、監査のテーマとして選定し、検証を行うものである。

第 3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次のとおりである。

【着眼点 1】拾得物の取扱事務が遺失物法等に基づき、適正に実施されているか。

【着眼点 2】拾得物の取扱事務を横断的にみて、不合理な点や改善を要する点はないか。

第4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠して実施した。事務局書記が証拠書類による実態等の予備的監査を実施した後、その結果を踏まえて監査委員による監査を実施した。

1 監査対象機関及び実施手順

- (1) 定期監査の対象となる知事部局、教育委員会のうち、次の機関（計 98 機関）を実地又は書面により監査を実施した。このうち、教育委員会所管の高等学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）においては、実地監査の結果を踏まえ、実地監査を実施した機関以外の機関に対し、書面による調査を実施した。

また、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）については、教育総務課に対し、聞き取りを行った。

（知事部局）…実地又は書面監査を実施した機関

歴史資料館、美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、岐阜関ヶ原古戦場記念館、ぎふ木遊館、西濃県事務所（西濃総合庁舎）、揖斐県事務所（揖斐総合庁舎）、中濃県事務所（中濃総合庁舎・郡上総合庁舎）、可茂県事務所（可茂総合庁舎）、東濃県事務所（東濃西部総合庁舎）、恵那県事務所（恵那総合庁舎）、飛騨県事務所（下呂総合庁舎・飛騨総合庁舎）（計 15 機関）

（県立学校）…実地監査を実施した機関

高等学校	長良、加納、各務原、大垣南、不破、郡上、関有知、東濃、恵那、飛騨神岡	(計 10 機関)
特別支援学校	岐阜本巣、郡上	(計 2 機関)

（県立学校）…書面調査に基づき書面監査を実施した機関

高等学校 岐阜、岐阜北、岐山、羽島北、岐阜総合学園、岐阜城北、岐阜商業、岐南工業、各務原西、岐阜各務野、本巣松陽、岐阜農林、山県、羽島、岐阜工業、揖斐、池田、大垣北、大垣東、大垣西、大垣養老、大垣商業、大垣工業、大垣桜、海津明誠、郡上北、武義、関、加茂、加茂農林、八百津、東濃実業、可児、可児工業、多治見、多治見北、多治見工業、瑞浪、土岐紅陵、土岐商業、恵那南、恵那農業、中津、坂下、中津商業、中津川工業、益田清風、斐太、飛騨高山、高山工業、吉城、華陽フロンティア、東濃フロンティア（計 53 機関）

特別支援学校	岐阜盲学校、岐阜聾学校、長良、岐阜希望が丘、 岐阜清流高等、羽島、揖斐、大垣、西濃高等、海津、 関、中濃、可茂、東濃、恵那、下呂、飛驒(日赤分校)、 飛驒古城 (計 18 機関)
--------	---

(2) 本監査（監査委員による書面監査）

2 監査の実施期間

令和6年4月～令和7年2月

第5 監査結果

1 制度の概要

(1) 遺失物法について

遺失物法第4条第1項において、「拾得者は速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない」とされており、同条第2項において、「施設において物件の拾得をした拾得者は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者※に交付しなければならない」とされている。

また、同法第13条第1項において、「第4条第2項の規定による交付を受けた施設占有者は、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない」とされており、施設占有者には拾得物を遺失者に返還し、又は警察署長に提出する義務がある。

加えて、同法第15条において、施設占有者は、「第4条第2項の規定による交付を受けた物件については、第13条第1項の規定により遺失者に返還し、又は警察署長に提出するまでの間、これを善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない」とされており、施設占有者には拾得物を適正に取り扱う義務がある。

※施設占有者…施設を自己のためにする意思を持って事実上支配していると認められる者のこと。（本県の場合は所属長。）

(2) 各機関における拾得物の取扱要領等の整備状況について

ア 知事部局

各機関においては、遺失物法を踏まえて定められた取扱要領等に基づき拾得物を取り扱うなどしていた。

各機関の取扱要領等は次のとおりである。

(ア) 管財課で定めている遺失物取扱要領を用いている機関

歴史資料館、西濃県事務所（西濃総合庁舎）揖斐県事務所（揖斐総合庁舎）、中濃県事務所（中濃総合庁舎・郡上総合庁舎）、可茂県事務所（可茂総合庁舎）、東濃県事務所（東濃西部総合庁舎）、恵那県事務所（恵那総合庁舎）、飛騨県事務所（下呂総合庁舎・飛騨総合庁舎）（計 8 機関）

(イ) 岐阜県美術館遺失物取扱要領を定めている機関

美術館

(ウ) 岐阜県図書館遺失物取扱要領を定めている機関

図書館

(エ) 岐阜県博物館遺失物取扱マニュアルを定めている機関

博物館

(オ) 岐阜関ヶ原古戦場記念館拾得物取扱要領を定めている機関

岐阜関ヶ原古戦場記念館

(カ) ぎふ木遊館遺失物取扱マニュアルを定めている機関

ぎふ木遊館

(キ) 取扱要領等を定めていない機関

高山陣屋管理事務所、現代陶芸美術館（計 2 機関）

高山陣屋管理事務所においては、取扱要領等を定めていないが、拾得者から交付を受けた拾得物を、即日、警察署長に提出するなど、遺失物法に基づき取り扱っていた。

なお、現代陶芸美術館については、セラミックパークMINO内にあり、拾得物は施設占有者である公益財団法人セラミックパーク美濃に提出されていた。

イ 教育委員会

県立学校においては、次のように学校ごとに拾得物への対応がまちまちであった。

(ア) 調査日時点で独自に取扱要領等の事務手続を定めていた県立学校

高等学校	…	羽島北、各務原、関有知	(計 3 機関)
特別支援学校	…	西濃高等、郡上	(計 2 機関)
			(合計 5 機関)

(イ) 調査日時点で取扱要領等の事務手続を定めていない県立学校
上記 (ア) 以外の計 78 機関

(高等学校 60 機関、特別支援学校 18 機関)

高等学校	…	岐阜、岐阜北、長良、岐山、加納、 岐阜総合学園、岐阜城北、岐阜商業、 岐阜工業、各務原西、岐阜各務野、 本巣松陽、岐阜農林、山県、羽島、 岐阜工業、揖斐、池田、大垣北、大垣南、 大垣東、大垣西、大垣養老、大垣商業、 大垣工業、大垣桜、不破、海津明誠、 郡上北、郡上、武義、関、加茂、加茂農林、 八百津、東濃、東濃実業、可児、可児工業、 多治見、多治見北、多治見工業、瑞浪、 土岐紅陵、土岐商業、恵那、恵那南、 恵那農業、中津、坂下、中津商業、 中津川工業、益田清風、斐太、飛驒高山、 高山工業、吉城、飛驒神岡、 華陽フロンティア、東濃フロンティア (計 60 機関)
特別支援学校	…	岐阜盲学校、岐阜聾学校、長良、 岐阜希望が丘、岐阜本巣、岐阜清流高等、 羽島、揖斐、大垣、海津、関、中濃、可茂、 東濃、恵那、下呂、飛驒(日赤分校)、 飛驒吉城 (計 18 機関) (合計 78 機関)

事務局の主管課である教育総務課に確認したところ、事務局において、これまで事務手続を統一的に定めた取扱要領等が整備されておらず、具体的な指示等が行われていなかったことによるものと認められた。

2 各機関における拾得物の取扱状況について

(1) 知事部局

各機関においては、取扱要領等に基づき、拾得物を警察署へ提出、又は遺失者に返還するなど、おおむね適正な取扱いが行われていた。

(2) 教育委員会

県立学校計 83 機関のうち、取扱要領等を定めている計 5 機関及び定めていなかった計 78 機関における拾得物の取扱状況については次のとおりであった。

ア 独自の取扱要領等を定めている県立学校計 5 機関（高等学校 3 機関、特別支援学校 2 機関）の状況

(ア) 拾得者から交付を受けた現金について、速やかに遺失者に返還し、又は警察署長へ提出すべきところ、調査日時時点で 1 週間以内に遺失者から返還の申し出がないものについて、提出を失念し、長期間（約 6 か月と回答あり）保管していた高等学校が 1 機関見受けられた。

高等学校	… 関有知
------	-------

(イ) 他の 4 機関については、調査日時時点で拾得者から交付を受けた現金又は貴重品はないとの回答であった。

高等学校	… 羽島北、各務原	(計 2 機関)
特別支援学校	… 西濃高等、郡上	(計 2 機関)
(合計 4 機関)		

イ 取扱要領等を定めていなかった県立学校計 78 機関（高等学校 60 機関、特別支援学校 18 機関）の状況

(ア) 拾得者から交付を受けた現金について、速やかに遺失者に返還し、又は警察署長へ提出すべきところ、遺失者から返還の申し出がないものについて義援金等として寄附した（金額は約 1,000 円から約 6,700 円）と回答した高等学校が計 5 機関見受けられた。

高等学校	… 各務原西、本巣松陽、郡上、中津、 益田清風	(計 5 機関)
------	----------------------------	----------

また、寄附を予定、または検討していたと回答した高等学校が計 5 機関見受けられた。

高等学校	… 岐山、岐阜商業、中津川工業、東濃、 飛驒高山	(計 5 機関)
------	-----------------------------	----------

- (イ) 拾得者から交付を受けた現金又は貴重品について、速やかに遺失者に返還し、又は警察署長へ提出すべきところ、調査日時点で遺失者から返還の申し出がないものについて、長期間（最短で約 4 か月、最長で少なくとも 10 年以上と回答あり）警察署長に提出することなく保管していた県立学校が計 41 機関（高等学校 39 機関、特別支援学校 2 機関）見受けられた。

高等学校	… 岐阜、岐阜北、長良、岐山、加納、 岐阜総合学園、岐阜城北、岐阜商業、岐南工業、 各務原西、岐阜各務野、本巣松陽、岐阜農林、 羽島、池田、大垣北、大垣東、大垣西、 大垣商業、大垣工業、海津明誠、郡上北、 郡上、武義、関、加茂農林、八百津、東濃、 可児、可児工業、多治見北、恵那、中津、 坂下、中津川工業、斐太、飛驒高山、 高山工業、吉城	(計 39 機関)
特別支援学校	… 岐阜盲学校、関	(計 2 機関)
		(合計 41 機関)

また、計 37 機関（高等学校 21 機関、特別支援学校計 16 機関）については調査日時点で拾得物としての現金又貴重品は保管していないと回答があった。なお、うち 1 機関は寄附をしたことによることが原因であった。

高等学校	… 山県、岐阜工業、揖斐、大垣南、大垣養老、大垣桜、不破、加茂、東濃実業、多治見、多治見工業、瑞浪、土岐紅陵、土岐商業、恵那南、恵那農業、中津商業、益田清風、飛驒神岡、華陽フロンティア、東濃フロンティア (計 21 機関)
※上記のうち寄附をした高等学校	… 益田清風
特別支援学校	… 岐阜聾学校、長良、岐阜希望が丘、岐阜本巣、岐阜清流高等、羽島、揖斐、大垣、海津、中濃、可茂、東濃、恵那、下呂、飛驒(日赤分校)、飛驒古城 (計 16 機関) (合計 37 機関)

(ウ) 上記(イ)の長期間、現金又は貴重品を保管していた 41 機関のうち記録簿等を作成していなかった県立学校は計 32 機関(高等学校 30 機関、特別支援学校 2 機関)見受けられた。

高等学校	… 岐阜、岐阜北、長良、加納、岐阜城北、岐阜商業、各務原西、岐阜各務野、岐阜農林、羽島、池田、大垣北、大垣東、大垣西、大垣商業、大垣工業、海津明誠、郡上北、武義、関、加茂農林、八百津、東濃、可児、多治見北、恵那、中津、坂下、中津川工業、高山工業 (計 30 機関)
特別支援学校	… 岐阜盲学校、関 (計 2 機関) (合計 32 機関)

(エ) 施設において物件の拾得をした拾得者は、速やかに当該物件を施設占有者に交付しなければならないとされているが、拾得者に対し、拾得物である現金、貴重品を直接警察署長に提出するように指導している、あるいは指導すると回答した高等学校が計 3 機関見受けられた。

高等学校	… 大垣南、中津商業、土岐商業 (計 3 機関)
------	--------------------------

以上のように、県立学校において、取扱要領等を定めていても遺失物の警察署長への提出を失念し長期間保管していた事態、取扱要領等を定めていなかった機関のうち拾得物の交付を受けたところにおいては、遺失者から返還の申し出がないものについて、義援金等として寄附するなどしていた事態、記録簿等を作成せず警察署長に提出しないまま長期間保管するなどしていた事態、又は拾得者に対して、拾得物を直接警察署長に提出するよう指導していた事態が見受けられ、遺失物法等に沿った取扱いがなられておらず、適正とは認められない。

このような事態となっていたのは、取扱要領等が定められていなかったこと、また、取扱要領等が定められていても、拾得物の適正な取扱いに対する理解や認識が必ずしも十分ではなかったことなどによると認められた。

第6 監査結果の要旨及び意見等

1 監査結果の要旨

知事部局では、各機関において遺失物法又は遺失物法を踏まえて定められた取扱要領等に基づき、拾得者から交付を受けた拾得物を遺失者に返還する、又は警察署へ提出するなど、おおむね適正な取扱いが行われていた。

教育委員会では県立学校において、独自に取扱要領等を定めている機関と定めていない機関があることについて、事務局において、これまで事務手続を統一的に定めた取扱要領等が整備されておらず、具体的な指示等が行われていなかったことによるものと認められた。

独自に取扱要領等を定めている機関については、次の事態が認められた。拾得者から交付を受けた現金について、速やかに遺失者に返還し、又は警察署長へ提出すべきところ、調査日時点で遺失者から返還の申し出がないものについて、提出を失念し、長期間保管していた高等学校が1機関認められた。

取扱要領等を整備していない機関については、次の事態が認められた。

- (1) 拾得者から交付を受けた現金について、速やかに遺失者に返還し、又は警察署長へ提出すべきところ、遺失者から返還の申し出がないものについて義援金等として寄附したと回答した高等学校が5機関認められた。

また、寄附を予定、又は検討していたと回答した高等学校が5機関認められた。

- (2) 拾得者から交付を受けた現金又は貴重品について、速やかに遺失者に返還し、又は警察署長へ提出すべきところ、調査日時点で遺失者から返還の申し出がないものについて、長期間警察署長に提出するこ

となく保管していた県立学校が 41 機関認められた。

また、上記 41 機関のうち記録簿等を作成していなかった県立学校が 32 機関認められた。

- (3) 施設において物件の拾得をした拾得者は、速やかに当該物件を施設占有者に交付しなければならないとされているが、拾得者に対し、拾得物である現金、貴重品を直接警察署長に提出するように指導している、あるいは指導すると回答した高等学校が 3 機関認められた。

以上のように、県立学校において、取扱要領等を定めていても遺失物の警察署長への提出を失念し長期間保管していた事態、取扱要領等を定めていなかった機関のうち拾得物の交付を受けたところにおいては、遺失者から返還の申し出がないものについて、義援金等として寄附するなどしていた事態、記録簿等を作成せず警察署長に提出しないまま長期間保管するなどしていた事態、又は拾得者に対して、拾得物を直接警察署長に提出するように指導していた事態が見受けられ、遺失物法等に沿った取扱いがなされておらず、適正とは認められない。

このような事態となっていたのは、取扱要領等が定められていなかったこと、また、取扱要領等が定められていても、拾得物の適正な取扱いに対する理解や認識が必ずしも十分ではなかったことなどによると認められた。

2 意見等

県立学校の施設の管理に当たっては、各種法令を遵守し、適正に行うべきところ、拾得物の取扱いについて以下の不適正な事項が認められたことから是正又は改善を行い、適正に施設を管理されたい。

- (1) 拾得者から交付を受けた現金の不適正な処理について（指摘事項）

拾得者から交付を受けた現金について、速やかに遺失者に返還し、又は警察署長へ提出すべきところ、遺失者から返還の申し出がないものについて義援金等として寄附していたので、今後は適正に処理されたい。
(各務原西、本巣松陽、郡上、中津、益田清風)

- (2) 拾得物の適正な取扱いについて（検討事項）

県立学校における拾得物の取扱いにおいて、事務手続を統一的に定めた取扱要領等が整備されておらず、また、独自に取扱要領等の手続を定めていても、遺失物法等に沿った取扱いが行われていないなど、拾得物の適正な取扱いに対する理解や認識が必ずしも十分とは言えない状況であった。

ついでには、拾得者から交付を受けた拾得物を、遺失者へ返還、又は警察署長に提出するまでの間、適正に管理できるよう記録簿等を作成

するとともに、遺失者から返還の申し出がない拾得物を警察署長へ提出するための期限を設けるなど、拾得物の適正な取扱いを定めた取扱要領等を整備し、適正に運用するように指導されたい。

（教育総務課）